

国指定天然記念物「平林寺境内林」

平林寺境内林は、コナラ、クリ、クヌギ、シデ類、エゴノキ、サクラ類など多様な樹種からなる雑木林を中心に、尾根のアカマツ林、シラカシを主体とする常緑広葉樹林、スギ林、竹林など、武蔵野の里山の風情を広い面積でとどめる貴重な樹林として、昭和43年に国の天然記念物に指定されました。

雑木林の価値

かつて雑木林では、人々は10～20年周期で樹木を根元から伐採して薪や炭として利用し、萌芽した若木を株立林に育てて繰り返し利用してきました。また、毎年冬になると下刈りや落ち葉掃きを行い、落ち葉から堆肥を作り有機肥料として役立てていました。台地上に位置する周辺地域の農業は、野火止用水と雑木林によって育まれてきたのです。

このように農業の営みとともに維持管理されてきた雑木林では、結果的に若く明るい林が保たれ、鬱蒼とした常緑広葉樹林では生きることのできない、落葉広葉樹林に特有の様々な動植物が育まれてきました。

現状と本来あるべき姿

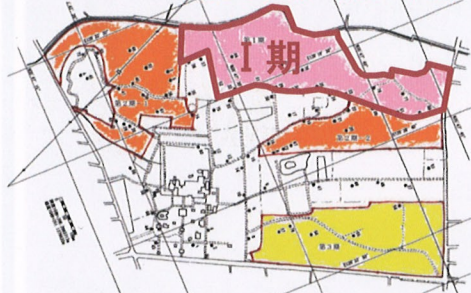
しかし、生活様式の変化などにより雑木林は利用されなくなり、天然記念物の指定からも45年余りが経過し、境内林では樹木の高木化やササ類の繁茂などが進行しています。それに伴い、指定当時から林の景観は大きく変化し、林床植生の貧化や生物多様性の低下も生じています。

再生事業について

そこで、かつての武蔵野の雑木林の景観を取り戻し、先人の知恵と営みの結晶であるこの貴重な財産を次世代へ確実に継承するため、平成25年度に策定した『国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画』に基づき、平成26年度から雑木林（落葉広葉樹林）の再生事業を実施しています。

一時的な景観の変化も生じますが、文化財保護のため、皆様の御理解と御協力をお願いします。

平成26年4月～平成31年3月



III期（計15年）で境内の雑木林全体の伐採を一巡させる計画

【雑木林再生の方法】

- ① 種子の供給源となる親木（母樹）を残す「傘伐（さんぼう）」の方法で伐採（右写真）
- ② 切り株からの萌芽更新、林内の実生（みしょう）や稚樹（ちじゅ）の育成、親木の種子による天然下種更新（+必要に応じて補植）
- ③ 草刈り、間引きなどの適切な手入れ
- ④ 植生調査・毎木調査などのモニタリング
- ⑤ 有識者を含む平林寺境内林保存管理推進委員会で検討を行いながら、順応的管理



傘伐直後の雑木林（平成26年12月）

野火止用水・平林寺の文化的景観

野火止用水と平林寺を中心に、周辺の雑木林・屋敷林・農地が一体となった新座らしい風景は、それ自体が先人が築き上げてきた後世に伝えていくべき文化財（文化的景観）です。

■文化的景観の範囲



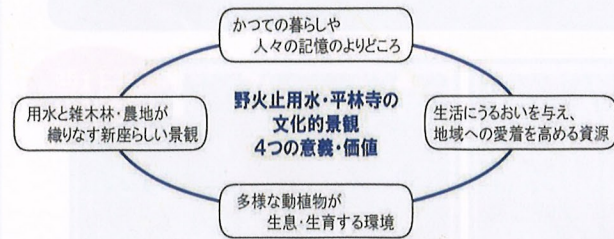
野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲



昭和20～30年代の野火止用水使用風景

■絵図にみる文化的景観

『寺領絵図』（部分）
平林寺所蔵
江戸時代、紙本墨書淡彩
【文政11年（1828）以前】



新座市では、この貴重な文化財を後世に伝えていけるよう、国の重要文化的景観への選定を目指して取組を進めています。

■野火止用水・平林寺の文化的景観の保存イメージ

